

広島県国民保護計画変更案 新旧対照表

※ P39, P43, P78 は平成 29 年 12 月の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う事項

変更箇所	新	旧	変更理由														
<p>P 10 第 1 編 総論 第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱 1 関係機関の事務又は業務の大綱</p>	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>県に関する指定公共機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気通信事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ソフトバンク</u> ・ <u>NTT ドコモ</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県に関する指定公共機関	電気通信事業者	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ソフトバンク</u> ・ <u>NTT ドコモ</u> 		(削除)	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>県に関する指定公共機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電気通信事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・ <u>ソフトバンクテレコム</u></td> </tr> <tr> <td>・ <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u></td> </tr> <tr> <td>・ <u>ソフトバンクモバイル</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	県に関する指定公共機関	電気通信事業者	(略)	・ <u>ソフトバンクテレコム</u>	・ <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>	・ <u>ソフトバンクモバイル</u>	<p>県に関する指定公共機関の名称変更に伴う修正</p>
区 分	県に関する指定公共機関																
電気通信事業者	(略)																
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ソフトバンク</u> ・ <u>NTT ドコモ</u> 																
	(削除)																
区 分	県に関する指定公共機関																
電気通信事業者	(略)																
	・ <u>ソフトバンクテレコム</u>																
	・ <u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>																
	・ <u>ソフトバンクモバイル</u>																
<p>P 11 第 1 編 総論 第 4 章 県の地理的、社会的特徴</p>	<p>(1) 地形の状況 (略)</p> <p>道路網 (計画・未整備分含む)</p>	<p>(1) 地形の状況 (略)</p> <p>交通網 (計画・未整備分含む)</p>	<p>数値の時点修正及び記述の見直し</p>														

変更箇所	新	旧	変更理由
<p>P 12 第 1 編 総論 第 4 章 県の地理的、社会的特徴</p>	<p>(2) 道路網の状況</p> <p>本県の道路網は、県境を越えた広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、<u>東西方向には県北部に中国縦貫自動車道、県南部には山陽自動車道（広島岩国道路を含む）が整備され、南北方向には県西部に広島市と島根県浜田市を結ぶ中国横断自動車道広島浜田線及び東広島市と呉市を結ぶ東広島・呉自動車道、県東部に尾道市と島根県松江市を結ぶ中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）及び尾道市と愛媛県今治市を結ぶ西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が整備され、井桁状の高速道路ネットワークが形成されている。</u>また、山陽自動車道と平行して、一般国道 2 号が東西の主要幹線を形成し、広島市と松江市を結ぶ一般国道 54 号が南北の主要幹線を形成している。</p> <p>これら幹線道路の結節点となる都市としては、広島市、福山市、三次市などが挙げられ、いずれの都市も交通の要衝となっている。</p> <p>さらに、一般国道 20 路線を主軸として、主要地方道 76 路線、一般県道 285 路線、市町道 <u>62,689</u> 路線をもって道路網を形成している（平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日時点）。</p>	<p>(2) 道路網の状況</p> <p>本県の道路網は、県境を越えた広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、<u>中国縦貫自動車道が北部を東西に、山陽自動車道（広島岩国道路を含む）が南部を東西に、広島市と島根県浜田市を結ぶ中国横断自動車道広島浜田線が南北に、尾道市と愛媛県今治市を結ぶ西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）が南部を走っている。</u></p> <p>また、山陽自動車道と平行して、一般国道 2 号が東西の主要幹線を形成し、広島市と松江市を結ぶ一般国道 54 号が南北の主要幹線を形成している。</p> <p>これら幹線道路の結節点となる都市としては、広島市、福山市、三次市などが挙げられ、いずれの都市も交通の要衝となっている。</p> <p>さらに、一般国道 20 路線を主軸として、主要地方道 76 路線、一般県道 285 路線、市町道 <u>61,858</u> 路線をもって道路網を形成している（平成 <u>25</u> 年 4 月 1 日時点）。</p> <p>また、<u>現在整備中の高規格幹線道路としては、中国横断自動車道尾道松江線、東広島・呉自動車道がある。</u></p>	<p>数値の時点修正及び記述の見直し</p>

変更箇所	新	旧	変更理由																																																																																																																																																																																																		
P 12, 13 第 1 編 総論 第 4 章 県の地理的、社会的特徴	<p>(3) 鉄道, 空港, 港湾の状況</p> <p>ア (略)</p> <p>さらに芸備線は岡山県北西部へ連絡し, 芸備線と接続している木次線が島根県へ連絡している。</p> <p>(略)</p> <p>J R 主要駅運輸実績 (平成 28 年度)</p> <p>(単位: 人) (単位: t)</p> <table border="1" data-bbox="543 537 1110 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">駅</th> <th rowspan="2">乗車人員</th> <th rowspan="2">駅</th> <th colspan="2">貨物</th> </tr> <tr> <th>発送</th> <th>到着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島</td> <td>74,592</td> <td>広島</td> <td>800</td> <td>1,243</td> </tr> <tr> <td>福山</td> <td>20,904</td> <td>福山</td> <td>419</td> <td>521</td> </tr> <tr> <td>横川</td> <td>16,901</td> <td>大竹</td> <td>453</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>呉</td> <td>11,487</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向洋</td> <td>11,293</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>五日市</td> <td>13,598</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※広島県統計年鑑 (平成 29 年版) による</p> <p>(略)</p> <p>ウ 港湾は, 44 港 (国際拠点港湾 1 港, 重要港湾 3 港, 地方港湾 40 港) を擁し, うち県管理港湾は 27 港 (国際拠点港湾 1 港, 重要港湾 2 港, 地方港湾 24 港) を数える。国際拠点港湾及び重要港湾の概要は次のとおり。</p> <p>(平成 30 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="463 1276 1199 1919"> <thead> <tr> <th>港湾名</th> <th>港格</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th colspan="2">岸壁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広島港</td> <td rowspan="5">国際拠点</td> <td rowspan="3">広島市</td> <td rowspan="5">県</td> <td>-14.0m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td>-12.0m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td>-11.0m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廿日市市</td> <td>-10.0m</td> <td>7 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m</td> <td>12 バース</td> </tr> <tr> <td>坂町</td> <td>-7.5m 未満</td> <td>2,725m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福山港</td> <td rowspan="3">重要</td> <td rowspan="3">福山市</td> <td rowspan="3">"</td> <td>-10.0m</td> <td>2 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m</td> <td>4 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m 未満</td> <td>1,590m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">尾道糸崎港</td> <td rowspan="4">"</td> <td rowspan="2">尾道市</td> <td rowspan="4">"</td> <td>-10.0m</td> <td>2 バース</td> </tr> <tr> <td>-8.5m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三原市</td> <td>-7.5m</td> <td>5 バース</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>-7.5m 未満</td> <td>1,041m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">呉港</td> <td rowspan="3">"</td> <td rowspan="3">呉市</td> <td rowspan="3">呉市</td> <td>-10.0m</td> <td>2 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m</td> <td>4 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m 未満</td> <td>1,822m</td> </tr> </tbody> </table>	駅	乗車人員	駅	貨物		発送	到着	広島	74,592	広島	800	1,243	福山	20,904	福山	419	521	横川	16,901	大竹	453	117	呉	11,487				向洋	11,293				五日市	13,598				港湾名	港格	所在地	管理者	岸壁		広島港	国際拠点	広島市	県	-14.0m	1 バース	-12.0m	1 バース	-11.0m	1 バース	廿日市市	-10.0m	7 バース	-7.5m	12 バース	坂町	-7.5m 未満	2,725m			福山港	重要	福山市	"	-10.0m	2 バース	-7.5m	4 バース	-7.5m 未満	1,590m	尾道糸崎港	"	尾道市	"	-10.0m	2 バース	-8.5m	1 バース	三原市	-7.5m	5 バース	福山市	-7.5m 未満	1,041m	呉港	"	呉市	呉市	-10.0m	2 バース	-7.5m	4 バース	-7.5m 未満	1,822m	<p>(3) 鉄道, 空港, 港湾の状況</p> <p>ア (略)</p> <p>さらに芸備線は岡山県北西部へ連絡し, 芸備線と接続している木次線と三次市から北へ走る三江線が島根県へ連絡している。</p> <p>(略)</p> <p>J R 主要駅運輸実績 (平成 24 年度)</p> <p>(単位: 人) (単位: t)</p> <table border="1" data-bbox="1501 537 2068 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">駅</th> <th rowspan="2">乗車人員</th> <th rowspan="2">駅</th> <th colspan="2">貨物</th> </tr> <tr> <th>発送</th> <th>到着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島</td> <td>71,510</td> <td>広島</td> <td>806</td> <td>1,114</td> </tr> <tr> <td>福山</td> <td>19,297</td> <td>福山</td> <td>197</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>横川</td> <td>17,856</td> <td>大竹</td> <td>401</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>呉</td> <td>12,311</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>向洋</td> <td>9,640</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>五日市</td> <td>13,265</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※広島県統計年鑑 (平成 25 年版) による</p> <p>(略)</p> <p>ウ 港湾は, 44 港 (国際拠点港湾 1 港, 重要港湾 3 港, 地方港湾 40 港) を擁し, うち県管理港湾は 27 港 (国際拠点港湾 1 港, 重要港湾 2 港, 地方港湾 24 港) を数える。国際拠点港湾及び重要港湾の概要は次のとおり。</p> <p>(平成 26 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1424 1276 2160 1919"> <thead> <tr> <th>港湾名</th> <th>港格</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th colspan="2">岸壁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広島港</td> <td rowspan="5">国際拠点</td> <td rowspan="3">広島市</td> <td rowspan="5">県</td> <td>-14.0m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td>-12.0m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td>-11.0m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廿日市市</td> <td>-10.0m</td> <td>7 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m</td> <td>12 バース</td> </tr> <tr> <td>坂町</td> <td>-7.5m 未満</td> <td>2,725m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福山港</td> <td rowspan="3">重要</td> <td rowspan="3">福山市</td> <td rowspan="3">"</td> <td>-10.0m</td> <td>2 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m</td> <td>4 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m 未満</td> <td>1,590m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">尾道糸崎港</td> <td rowspan="4">"</td> <td rowspan="2">尾道市</td> <td rowspan="4">"</td> <td>-10.0m</td> <td>2 バース</td> </tr> <tr> <td>-8.5m</td> <td>1 バース</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三原市</td> <td>-7.5m</td> <td>5 バース</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>-7.5m 未満</td> <td>1,041m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">呉港</td> <td rowspan="3">"</td> <td rowspan="3">呉市</td> <td rowspan="3">呉市</td> <td>-10.0m</td> <td>2 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m</td> <td>4 バース</td> </tr> <tr> <td>-7.5m 未満</td> <td>1,822m</td> </tr> </tbody> </table>	駅	乗車人員	駅	貨物		発送	到着	広島	71,510	広島	806	1,114	福山	19,297	福山	197	244	横川	17,856	大竹	401	129	呉	12,311				向洋	9,640				五日市	13,265				港湾名	港格	所在地	管理者	岸壁		広島港	国際拠点	広島市	県	-14.0m	1 バース	-12.0m	1 バース	-11.0m	1 バース	廿日市市	-10.0m	7 バース	-7.5m	12 バース	坂町	-7.5m 未満	2,725m			福山港	重要	福山市	"	-10.0m	2 バース	-7.5m	4 バース	-7.5m 未満	1,590m	尾道糸崎港	"	尾道市	"	-10.0m	2 バース	-8.5m	1 バース	三原市	-7.5m	5 バース	福山市	-7.5m 未満	1,041m	呉港	"	呉市	呉市	-10.0m	2 バース	-7.5m	4 バース	-7.5m 未満	1,822m	数値の時点修正及び記述の見直し
駅	乗車人員				駅	貨物																																																																																																																																																																																															
		発送	到着																																																																																																																																																																																																		
広島	74,592	広島	800	1,243																																																																																																																																																																																																	
福山	20,904	福山	419	521																																																																																																																																																																																																	
横川	16,901	大竹	453	117																																																																																																																																																																																																	
呉	11,487																																																																																																																																																																																																				
向洋	11,293																																																																																																																																																																																																				
五日市	13,598																																																																																																																																																																																																				
港湾名	港格	所在地	管理者	岸壁																																																																																																																																																																																																	
広島港	国際拠点	広島市	県	-14.0m	1 バース																																																																																																																																																																																																
				-12.0m	1 バース																																																																																																																																																																																																
				-11.0m	1 バース																																																																																																																																																																																																
		廿日市市		-10.0m	7 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m	12 バース																																																																																																																																																																																																
坂町	-7.5m 未満	2,725m																																																																																																																																																																																																			
福山港	重要	福山市	"	-10.0m	2 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m	4 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m 未満	1,590m																																																																																																																																																																																																
尾道糸崎港	"	尾道市	"	-10.0m	2 バース																																																																																																																																																																																																
				-8.5m	1 バース																																																																																																																																																																																																
		三原市		-7.5m	5 バース																																																																																																																																																																																																
				福山市	-7.5m 未満	1,041m																																																																																																																																																																																															
呉港	"	呉市	呉市	-10.0m	2 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m	4 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m 未満	1,822m																																																																																																																																																																																																
駅	乗車人員	駅	貨物																																																																																																																																																																																																		
			発送	到着																																																																																																																																																																																																	
広島	71,510	広島	806	1,114																																																																																																																																																																																																	
福山	19,297	福山	197	244																																																																																																																																																																																																	
横川	17,856	大竹	401	129																																																																																																																																																																																																	
呉	12,311																																																																																																																																																																																																				
向洋	9,640																																																																																																																																																																																																				
五日市	13,265																																																																																																																																																																																																				
港湾名	港格	所在地	管理者	岸壁																																																																																																																																																																																																	
広島港	国際拠点	広島市	県	-14.0m	1 バース																																																																																																																																																																																																
				-12.0m	1 バース																																																																																																																																																																																																
				-11.0m	1 バース																																																																																																																																																																																																
		廿日市市		-10.0m	7 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m	12 バース																																																																																																																																																																																																
坂町	-7.5m 未満	2,725m																																																																																																																																																																																																			
福山港	重要	福山市	"	-10.0m	2 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m	4 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m 未満	1,590m																																																																																																																																																																																																
尾道糸崎港	"	尾道市	"	-10.0m	2 バース																																																																																																																																																																																																
				-8.5m	1 バース																																																																																																																																																																																																
		三原市		-7.5m	5 バース																																																																																																																																																																																																
				福山市	-7.5m 未満	1,041m																																																																																																																																																																																															
呉港	"	呉市	呉市	-10.0m	2 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m	4 バース																																																																																																																																																																																																
				-7.5m 未満	1,822m																																																																																																																																																																																																

変更箇所	新	旧	変更理由
<p>P 15 第1編 総論 第4章 県の地理的、社会的特徴</p>	<p>(7) 人口分布の状況 本県の人口は、平成27年10月1日現在 2,843,990 人で、人口密度は、1平方キロメートル当たり 335.4 人となっている。 人口を市町別にみると、最も多いのは広島市の 1,194,034 人で、県人口の約 42% を占めている。一方、中山間部の市町（府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町）の総面積は県全体の52%であるが、人口の県全体に占める割合は約 7% となっている。 人口を年齢別にみると、すべての市町で65歳以上の人口が14歳以下の人口を上回っており、高齢化が進んでいる。特に山間部、島しょ部において総人口に対する65歳以上の人口の割合が高くなっている。</p> <p>人口分布状況（単位：千人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人口密度が1km²当たり、400人以上の市町（広島県全体では、335.4人） ②高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が25%以上の市町（広島県全体では、27.5%） ③上記①②の両方に該当する市町 	<p>(7) 人口分布の状況 本県の人口は、平成22年10月1日現在 2,860,750 人で、人口密度は、1平方キロメートル当たり 337.4 人となっている。 人口を市町別にみると、最も多いのは広島市の 1,173,843 人で、県人口の約 40% を占めている。一方、中山間部の市町（府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町）の総面積は県全体の52%であるが、人口の県全体に占める割合は約 8% となっている。 人口を年齢別にみると、ほとんどの市町で65歳以上の人口が14歳以下の人口を上回っており、高齢化が進んでいる。特に山間部、島しょ部において総人口に対する65歳以上の人口の割合が高くなっている。</p> <p>人口分布状況（単位：千人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人口密度が1km²当たり、400人以上の市町（広島県全体では、339.3人） ②高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が25%以上の市町（広島県全体では、20.9%） ③上記①②の両方に該当する市町 	<p>数値の時点修正及び記述の見直し</p>

変更箇所	新	旧	変更理由																
P 22, 23 第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 1 県における組織・体制の整備 1 県の各部局における業務	<p>【県の各局部における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="468 310 1323 632"> <thead> <tr> <th>局部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>土木建築局</td> <td>1 道路, 橋梁状況の把握, 対策に関すること (略) 13 流域下水道・公共下水道に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>1 警備体制の整備に関すること (略) 11 教養訓練の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	局部名	平素の業務	(略)		土木 建築 局	1 道路, 橋梁状況の把握, 対策に関すること (略) 13 流域下水道・公共下水道に関すること (略)	県警察	1 警備体制の整備に関すること (略) 11 教養訓練の実施に関すること	<p>【県の各局部における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1430 310 2285 632"> <thead> <tr> <th>局部名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>土木局</td> <td>1 道路, 橋梁状況の把握, 対策に関すること (略) 13 流域下水道・公共下水道に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>1 警備体制の整備に関すること (略) 11 教養訓練の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	局部名	平素の業務	(略)		土木局	1 道路, 橋梁状況の把握, 対策に関すること (略) 13 流域下水道・公共下水道に関すること (略)	警察本部	1 警備体制の整備に関すること (略) 11 教養訓練の実施に関すること	県の組織改編等に伴う組織名の修正
局部名	平素の業務																		
(略)																			
土木 建築 局	1 道路, 橋梁状況の把握, 対策に関すること (略) 13 流域下水道・公共下水道に関すること (略)																		
県警察	1 警備体制の整備に関すること (略) 11 教養訓練の実施に関すること																		
局部名	平素の業務																		
(略)																			
土木局	1 道路, 橋梁状況の把握, 対策に関すること (略) 13 流域下水道・公共下水道に関すること (略)																		
警察本部	1 警備体制の整備に関すること (略) 11 教養訓練の実施に関すること																		
P 32 第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 4 情報収集・提供等の体制整備 4 安否情報の収集, 整理及び提供に必要な準備	<p>(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式 (略)</p> <p>収集の様式は、<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号, 第 2 号の安否情報収集様式とし, 報告の様式は, 安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告様式とする。</p>	<p>(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式 (略)</p> <p>収集の様式は、<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令</u>（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号, 第 2 号の安否情報収集様式とし, 報告の様式は, 安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告様式とする。</p>	安否情報省令の一部改正 (H18. 3. 31) に伴う省令名称の修正																
P 39 第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 5 研修及び訓練 2 訓練	<p>(1) 訓練の実施 (略)</p> <p>訓練の実施に当たっては, 具体的な事態を想定し, 防災訓練におけるシナリオ作成等, 既存のノウハウを活用するとともに, 消防, 県警察, 海上保安庁, 自衛隊等との連携による, <u>NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練, 広域にわたる避難訓練, 地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について, 人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに, 実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p>	<p>(1) 訓練の実施 (略)</p> <p>訓練の実施に当たっては, 具体的な事態を想定し, 防災訓練におけるシナリオ作成等, 既存のノウハウを活用するとともに, 消防, 県警察, 海上保安庁, 自衛隊等との連携を図る。</p>	国民の保護に関する基本指針の変更 (H29. 12. 19) に伴う変更																

変更箇所	新	旧	変更理由																																																										
P 43 第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え 5 避難施設の指定	(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 (略) ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。 ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。	(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 (略) ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。 ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。	国民の保護に関する基本指針の変更 (H29.12.19)に伴う変更																																																										
P 45 第2編 平素からの備えや予防 第3章 生活関連等施設の把握等 第1 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握	(1) 生活関連等施設の把握 (略) ※ 「生活関連等施設」とは、 (略) <table border="1" data-bbox="468 867 1377 919"> <tr> <td>国民保護法 施行令</td> <td>各号</td> <td>施設の種類</td> <td>所管省庁名</td> </tr> </table> (略) <table border="1" data-bbox="468 961 1377 1014"> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒劇薬 (医療品医療機器等法)</td> <td>厚生労働省, 農林水産省</td> </tr> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第28条	8号	毒劇薬 (医療品医療機器等法)	厚生労働省, 農林水産省	(1) 生活関連等施設の把握 (略) ※ 「生活関連等施設」とは、 (略) <table border="1" data-bbox="1433 867 2341 919"> <tr> <td>国民保護法 施行令</td> <td>各号</td> <td>施設の種類</td> <td>所管省庁名</td> </tr> </table> (略) <table border="1" data-bbox="1433 961 2341 1014"> <tr> <td>第28条</td> <td>8号</td> <td>毒劇薬 (薬事法)</td> <td>厚生労働省, 農林水産省</td> </tr> </table>	国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第28条	8号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省, 農林水産省	薬事法の改正 (H26.11.25)に伴う修正																																										
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																										
第28条	8号	毒劇薬 (医療品医療機器等法)	厚生労働省, 農林水産省																																																										
国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																										
第28条	8号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省, 農林水産省																																																										
P 57 第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 県対策本部の設置等 1 県対策本部の設置	(3) 県対策本部の組織構成 県対策本部の組織構成は以下のとおりとする。 (略) <table border="1" data-bbox="587 1289 1279 1644"> <tr> <th colspan="13">本 部 会 議</th> </tr> <tr> <td>副 会 計 知 管 理 事</td> <td>会 計 管 理 者</td> <td>危 機 管 理 官</td> <td>総 務 局 長</td> <td>経 営 戦 略 審 議 官</td> <td>地 域 政 策 局 長</td> <td>環 境 保 護 局 長</td> <td>健 康 福 祉 局 長</td> <td>商 工 労 働 局 長</td> <td>農 林 水 産 局 長</td> <td>土 木 建 築 技 術 審 議 官</td> <td>都 市 建 築 局 長</td> <td>企 業 事 業 局 長</td> <td>病 院 事 業 局 長</td> <td>教 育 本 部 長</td> <td>警 察 本 部 長</td> </tr> </table>	本 部 会 議													副 会 計 知 管 理 事	会 計 管 理 者	危 機 管 理 官	総 務 局 長	経 営 戦 略 審 議 官	地 域 政 策 局 長	環 境 保 護 局 長	健 康 福 祉 局 長	商 工 労 働 局 長	農 林 水 産 局 長	土 木 建 築 技 術 審 議 官	都 市 建 築 局 長	企 業 事 業 局 長	病 院 事 業 局 長	教 育 本 部 長	警 察 本 部 長	(3) 県対策本部の組織構成 県対策本部の組織構成は以下のとおりとする。 (略) <table border="1" data-bbox="1546 1289 2237 1644"> <tr> <th colspan="13">本 部 会 議</th> </tr> <tr> <td>副 会 計 知 管 理 事</td> <td>会 計 管 理 者</td> <td>危 機 管 理 官</td> <td>総 務 局 長</td> <td>経 営 戦 略 審 議 官</td> <td>地 域 政 策 局 長</td> <td>環 境 保 護 局 長</td> <td>健 康 福 祉 局 長</td> <td>商 工 労 働 局 長</td> <td>農 林 水 産 局 長</td> <td>土 木 技 術 審 議 官</td> <td>都 市 技 術 局 長</td> <td>企 業 事 業 局 長</td> <td>病 院 事 業 局 長</td> <td>教 育 本 部 長</td> <td>警 察 本 部 長</td> </tr> </table>	本 部 会 議													副 会 計 知 管 理 事	会 計 管 理 者	危 機 管 理 官	総 務 局 長	経 営 戦 略 審 議 官	地 域 政 策 局 長	環 境 保 護 局 長	健 康 福 祉 局 長	商 工 労 働 局 長	農 林 水 産 局 長	土 木 技 術 審 議 官	都 市 技 術 局 長	企 業 事 業 局 長	病 院 事 業 局 長	教 育 本 部 長	警 察 本 部 長	県の組織改編に伴う役職名の修正
本 部 会 議																																																													
副 会 計 知 管 理 事	会 計 管 理 者	危 機 管 理 官	総 務 局 長	経 営 戦 略 審 議 官	地 域 政 策 局 長	環 境 保 護 局 長	健 康 福 祉 局 長	商 工 労 働 局 長	農 林 水 産 局 長	土 木 建 築 技 術 審 議 官	都 市 建 築 局 長	企 業 事 業 局 長	病 院 事 業 局 長	教 育 本 部 長	警 察 本 部 長																																														
本 部 会 議																																																													
副 会 計 知 管 理 事	会 計 管 理 者	危 機 管 理 官	総 務 局 長	経 営 戦 略 審 議 官	地 域 政 策 局 長	環 境 保 護 局 長	健 康 福 祉 局 長	商 工 労 働 局 長	農 林 水 産 局 長	土 木 技 術 審 議 官	都 市 技 術 局 長	企 業 事 業 局 長	病 院 事 業 局 長	教 育 本 部 長	警 察 本 部 長																																														

変更箇所	新	旧	変更理由
P 66 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の通知及び伝達	(2) 警報の伝達等 (略) ② 警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。	(2) 警報の伝達等 (略) ② 警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。	県ホームページ URL 変更に伴う修正
P 67 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の通知及び伝達	(2) 警報の伝達等 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知事から関係機関・住民への警報の通知・伝達</div> (略) ※県は、ホームページ (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/) に警報の内容を掲載 ((2) ②)	(2) 警報の伝達等 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">知事から関係機関・住民への警報の通知・伝達</div> (略) ※県は、ホームページ (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/) に警報の内容を掲載 ((2) ②)	県ホームページ URL 変更に伴う修正
P 78 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 4 章 警報及び避難の指示等 第 2 避難の指示等	(9) 事態の類型に応じた避難に当たっての留意事項 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">弾道ミサイルによる攻撃の場合</div> ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 このため、できるだけ、 <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</u> <u>※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u>	(9) 事態の類型に応じた避難に当たっての留意事項 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">弾道ミサイルによる攻撃の場合</div> ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。	国民の保護に関する基本指針の変更 （H29.12.19）に伴う変更

変更箇所	新	旧	変更理由
<p>P 82, 83 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 4 避難実施要領</p>	<p>(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項 (略)</p> <p>③ 一時集合場所及び集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。 (例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、<u>要配慮者</u>については自動車等の使用を可とする。) (略)</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、<u>要配慮者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例：集合に当たっては、高齢者、障害者等<u>の要配慮者</u>の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)</p>	<p>(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項 (略)</p> <p>③ 一時集合場所及び集合方法 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。 (例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、<u>要援護者</u>については自動車等の使用を可とする。) (略)</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、<u>要避難援護者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例：集合に当たっては、高齢者、障害者等<u>要避難援護者</u>の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)</p>	<p>災害対策基本法の改正 (H25.6.21)に伴う修正</p>
<p>P 87 第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 避難住民等の救援 3 救援の内容</p>	<p>(1) 救援の基準 知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>)。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>内閣総理大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>(1) 救援の基準 知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>)。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>救援事務の厚生労働省から内閣府（防災担当）への移管（H25.10.1）に伴う修正</p>
<p>P 91 第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 避難住民等の救援 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p>	<p>① 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による<u>被ばく医療活動</u>の実施 内閣総理大臣により<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	<p>① 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による<u>緊急被ばく医療活動</u>の実施 内閣総理大臣により<u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	<p>防災基本計画の変更 (H28.2.16)に伴う用語の修正</p>

変更箇所	新	旧	変更理由																																				
P 102 第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 4 日本赤十字社に対する協力	県は、 <u>日本赤十字社広島県支部</u> の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。	県は、 <u>日本赤十字社県支部</u> の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。	正式名称への修正																																				
P 102 第3編 武力攻撃事態等への対処 第6章 安否情報の収集・提供 5 市町による安否情報の収集及び提供の基準	(1) 市町による安否情報の収集 市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	(1) 市町による安否情報の収集 市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、 <u>外国人登録原票</u> 等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。	外国人登録者制度の廃止（H24.7.9）に伴う修正																																				
P 107 第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第1 生活関連等施設の安全確保等 4 危険物質等に係る武力攻撃災害への対処	(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (略) ※【別表】危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧 (略) <table border="1" data-bbox="468 1241 1397 1331"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>医療品医療機器等法</u>第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> <td>厚生労働大臣（<u>医療品医療機器等法施行令第80条</u>の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。	物質の種類	区分	措置			1号	2号	3号	(略)					<u>医療品医療機器等法</u> 第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（ <u>医療品医療機器等法施行令第80条</u> の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○	(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (略) ※【別表】危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧 (略) <table border="1" data-bbox="1427 1241 2356 1331"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>薬事法</u>第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> <td>厚生労働大臣（<u>薬事法施行令第15条</u>の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> 備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。	物質の種類	区分	措置			1号	2号	3号	(略)					<u>薬事法</u> 第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（ <u>薬事法施行令第15条</u> の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○	薬事法の改正 (H26.11.25) 及び 事態対処法の改正 (H27.9.30) に伴う修正
物質の種類	区分			措置																																			
		1号	2号	3号																																			
(略)																																							
<u>医療品医療機器等法</u> 第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（ <u>医療品医療機器等法施行令第80条</u> の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○																																			
物質の種類	区分	措置																																					
		1号	2号	3号																																			
(略)																																							
<u>薬事法</u> 第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（ <u>薬事法施行令第15条</u> の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○																																			

変更箇所	新	旧	変更理由
P119 第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 2 廃棄物の処理	(2) 廃棄物処理対策 県地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	(2) 廃棄物処理対策 県地域防災計画の定めに準じて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	災害廃棄物対策指針の策定(H30.3)に伴う修正